

「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための指針」における補足事項

「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための指針」について、以下の事項を補足する。

1 社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

学校等において行われる保護者等の言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害されるものをいう。

※ 社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

- (1) そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求（性的要求、教職員の家庭や私生活に関する要求等）
- (2) 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの（明らかに学校の責務を著しく逸脱した要求等）
- (3) 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求（担任の変更、修学旅行費の不合理的な減額要求等）
- (4) 相当性を欠く賠償要求（学校における教育活動と無関係である不当な賠償請求等）
- (5) 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- (6) 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- (7) 威圧的な言動（大きな声をあげて威嚇・威圧する。声を荒げ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張等）
- (8) 継続的・執拗な言動（過度な電話・メール、同様の質問を繰り返し文書等での回答を強要、勤務時間外や教職員の自宅を訪れての謝罪等を強要等）
- (9) 拘束的な言動（校内での居座りにより教職員の業務を妨げる、頻繁に長時間の電話を掛けて教職員を拘束等）

2 校長の責務

- (1) 校長は、良好な教育・勤務環境を確保するため、日頃から保護者等との対話や学校運営方針の説明を行い、理解と協力を求めること。
- (2) 校長は、保護者等からの要望等に誠実に対応しつつ、社会通念上許容される範囲を超えた言動が生じた場合には、教職員を一人で対応させず、組織として迅速かつ適切に対処すること。

(3) 校長が講ずべき必要な措置には、次の事項が含まれる。

- ア 本指針等を教職員に周知し、意識啓発を行うこと。
- イ 事案が発生した場合は、その場で直ちに指示を出し、校内での迅速かつ正確な事実確認を行うこと。
- ウ 可能な限り複数人で対応させ、必要に応じて学校管理職自らが代わって対応すること。
- エ 事前・冒頭に対応時間をあらかじめ伝えるなど、過度な長時間拘束を防ぐ措置を講ずること。
- オ 校内での対応が困難な場合は、小千谷市教育委員会へ速やかに報告・共有し、連携して対応すること。
- カ 暴行、傷害、脅迫等の犯罪に該当し得る言動については、小千谷市教育委員会と協議の上、警察へ通報し、法的検討が必要な場合は弁護士と連携すること。
- キ 対応に当たった教職員へのメンタルヘルスケアを行い、再発防止や職場環境の改善を図ること。

3 相談体制について

教職員は、保護者・地域住民等による社会通念上許容される範囲を超えた言動が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、速やかに管理職に相談・報告し、必要に応じて校長から市教育委員会に相談・報告すること。

4 不利益取扱いの禁止及びプライバシーの保護

教職員が保護者・地域住民等による社会通念上許容される範囲を超えた言動について相談・報告したこと、又は事実関係の確認等の措置に協力したこと等を理由として、当該教職員に対し、免職、解雇その他人事評価等における不利益な取扱いはしない。

また、相談への対応及び事案の処理に当たっては、関係者のプライバシーを保護するとともに、秘密の保持を徹底する。